

スポーツ

文化

体験

三種町での 合宿を応援します

合宿の
ススメ

三種町でスポーツ・文化合宿
(体験旅行)をすると

最大
60万円

一人一泊2,000円が
補助されます

補助金制度の概要

対象となる合宿

- 三種町内のスポーツ・文化施設を利用すること。
- 三種町内の宿泊施設を利用すること。
- スポーツ・文化合宿、各種大会・練習試合での宿泊及び体験旅行等での宿泊であること。

補助金の額

スポーツ・文化・体験合宿等に要する経費のうち、宿泊料とする。

2,000円×延べ宿泊者数 (宿泊者数×宿泊日数)

※60万円を限度とする。

例：町内施設に10人で2泊した場合…10人×2泊×2,000円=40,000円

ただし、「森岳温泉ゆうばる」に宿泊の場合は、

2泊まで：1,000円×延べ宿泊者数 (宿泊者数×宿泊日数)

3泊以上：2,000円×延べ宿泊者数 (宿泊者数×宿泊日数)

対象となる団体

- 参加者数及び宿泊者数が5名以上であること。

補助対象者：選手及び指導者等
(部長、監督、コーチ、マネージャー等)

※保護者(付添人)は含めない。

- 合宿等を実施するスポーツ・文化・教育団体(小学生以上社会人までの者で構成する団体)であること。

申請方法

事業計画
の検討補助金交
付申請交付決定
及び通知合宿(事業)
の実施実績報告
書の提出補助金の
確定及び請求補助金の
交付

※申請書受理後、内容の審査を行い、補助事業及び補助額を決定します。